

令和 8 年度 白石市公園整備構想整備計画策定支援業務 仕様書

第 1 章 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は「令和 8 年度 白石市公園整備構想整備計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(2) 業務の目的

本市では、令和 6 年度に「白石市公園施設長寿命化計画」の改定及び「白石市公園整備構想（以下「公園整備構想」という。）」の策定を行い、近年の人口減少、少子高齢化に対応した都市公園づくりを進めている。

本業務は、公園整備構想で「機能創造型」に分類されたスパッシュランドパークに関する施策、整備方針を定めるため、現在本市で策定を進めている「白石市公園整備構想基本計画（以下「公園基本計画」という。）と整合を図りながら、「白石市公園整備構想整備計画（以下「公園整備計画」という。）の策定支援をすることを目的とする。

(3) 業務の遂行

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、その都度、発注者と受注者が協議して実施方針を定め、業務を遂行するものとする。

(4) 作業打合せ

本業務の業務実施前及び実施期間中において受注者は、発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。打合せ事項について受注者は、その都度別に定める作業打合せ記録簿を発注者に提出するものとする。

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日まで

(6) 契約に関する条件

受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

（７）提出書類

受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、各工程の作業計画を立案し、次の各号に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得なければならない。

- ①着手届
- ②業務責任者通知書
- ③業務計画書
- ④業務工程表

第２章 業務内容

対象公園の概要は、以下のとおりとする。

名 称：スパッシュランドパーク

所 在 地：白石市小原字供養下地内 ほか

公園種別：総合公園

供用面積：84,048㎡

公園整備構想における分類の型：機能創造型公園

（１）公園基本計画（案）の具体化検討

公園基本計画（案）で定められた整備コンセプト「自然と遊び、学びを融合した、観光・交流型の公園整備」に基づき、公園に求められる機能やプログラムを具体化する。周辺観光拠点との連携による滞在・回遊性の向上戦略を再確認し、公園整備計画の核となる空間づくりの方向性を整理する。

（２）再整備に向けた施設配置および賑わい創出検討

コンセプトを実現するための施設配置および空間設計を検討する。既存の「スパッシュランドしろいし」の再利活用検討も含め、自然環境と調和した体験学習機能、レクリエーション機能、飲食・休憩機能等の施設について検討を行う。

（３）ゾーニング図の作成と動線計画

公園全体の機能的・空間的な整理を行うため、施設配置を含んだ「ゾーニング図」を作成する。地形・植生を活かしたエリア区分に加え、来訪者の回遊性を高める動線計画、バリアフリーへの配慮、段階的整備を見据えたエリア分割を検討する。

（４）民間活力導入に向けた事業スキーム検討

パーク PFI 等の活用の可能性を含み、持続可能な管理運営および賑わい創出に向けた事業スキームを検討する。施設運営における概算の収支シミュレーションを行い、民間活力の導入可能性について検討する。

（５）関係者ヒアリングおよび合意形成支援

庁内関係部局、地元団体、周辺観光事業者、民間事業者等へのヒアリングの資料作成などの支援を行う。検討案に対する意見や懸念事項を抽出し、公園整備計画（案）に反映する。

（６）概算事業費の算出

整備に向けた建設工事費、付帯設備費、および将来的な維持管理コストを算出する。民間活力導入による効果を反映した、整備の各段階におけるコスト負担および収支のシミュレーションを行う。

（７）公園整備計画（案）の策定

上記（１）～（６）の検討結果を集約し、本公園の再整備に向けた公園整備計画（案）の策定支援を行う。公園の将来像、主要施設の配置、段階的な整備ロードマップを計画し、成果品として整理すること。

第３章 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお成果品については、監督員との十分な協議のうえ提出するものとする。

（１）提出する成果品

- ①業務実施報告書
- ②公園整備計画（案）
- ③議事録
- ④上記の電子データ（検討データ含む）
- ⑤その他監督員の指示するもの 各１部

（２）その他

- ①成果品についての権利は、発注者に帰属するものとする。

②本仕様書は、業務の概要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても状況に応じ、発注者が本委託業務遂行上必要である業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

③本業務により生じるすべての成果品を発注者の許可なく公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏洩及び開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

④本業務遂行にあたり、問題が生じた際は適切な措置を講じるとともに、発注者にその都度報告し、指示を受けること。詳細については発注者と別途協議する。

⑤業務実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議を行い、業務を遂行するものとする。

第4章 受注者の責務

(1) 関係法令の順守

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令に準拠して行うこと。

①個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

②各種白石市条例及び規則等

③その他関係法令及びガイドライン

前各号に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

(2) 守秘義務及び個人情報の保護

受注者及び業務従事者は、業務で知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。効力は契約の解除及び期間満了後においても同様とする。また、市の許可なく本業務で使用しているデータ等を持ち出してはならない。

(3) 信用失墜行為の禁止

受注者及び業務従事者は、市の信用を失墜させるような行為をしてはならない。

(4) 業務の引継

受注者は、本契約の満了又は解除に伴い業務を停止するときは、業務の引継ぎまたは引渡しに十分配慮し、市の業務に支障を来たすことがないようにすること。

(5) 著作権その他

市から提供する既存の情報について、著作権は市に帰属するものとする。

(6) 損害賠償責任

受注者は、故意または過失により市または第三者に損害を与えた場合、いかなる理由であっても賠償責任を負うものとする。

令和 8 年度 白石市公園整備構想整備計画策定支援業務

スパッシュランドパーク



スパッシュランドパーク 現況平面図

